

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年6月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第21号

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を改正する規則

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注2中「租税特別措置法施行令第42条第1項の規定に該当するものであることの証明を申請する」を「家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けようとする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(理財局税務部主税課)